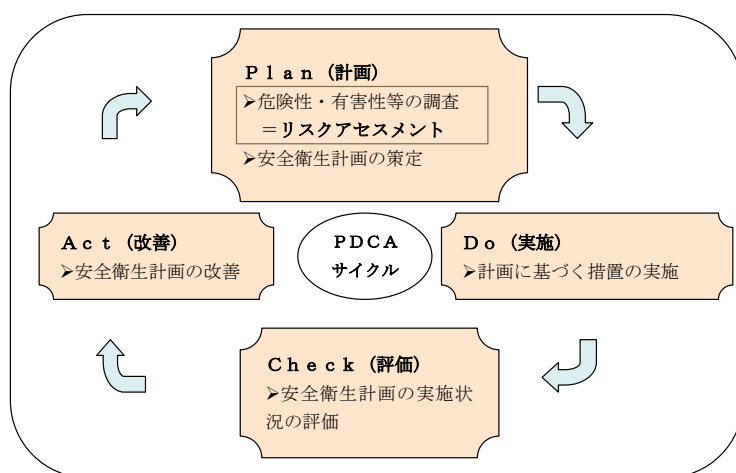


安全衛生マネジメントシステム概要と平成 27 年度活動方針

1 安全衛生マネジメントシステム概要について

労働安全衛生法が平成 18 年 4 月に改正・施行され、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施（法第 28 条の 2）により、職場における労働災害や健康障害のリスクを事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施することが努力義務とされた。

この法改正の施行に伴って、平成 18 年 3 月に労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に関する指針が改正されるとともに、リスクアセスメント関係の各種指針が策定された。OSHMS の一部にリスクアセスメントが位置づけられ、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成に先立って、リスクアセスメントを実施する。すなわち、OSHMS の PDCA サイクルの計画作成の前にリスクアセスメントを実施することとなっている。



2. 平成 27 年度の活動方針について

すべての研究室が安全衛生マネジメントシステム構築に自主的に取り組むこととし、部局安全管理室、安全衛生委員会はその取り組みを支援すること。

その活動内容等については、次のように部局ごとに総合安全管理センターに報告すること。

- ・取り組み体制及び活動単位、活動内容等（提出締切日：平成 27 年 7 月 17 日※）
- ・パトロール結果等（適宜）
- ・報告書（部局安全管理室、安全衛生委員会は各研究室から提出されたものを取りまとめる）（提出締切日：平成 28 年 4 月 28 日※）

※ 部局内都合により締切日迄に提出できない等の場合には、必ず事前に提出予定について連絡をすること。

なお、本学としてはこの安全衛生マネジメントシステム構築を全学的に推進実施していることを前提として管轄労働基準監督署と対応しているところから、安全衛生マネジメントシステムの基本的なことが実施されていない状況で、人命尊厳等にかかわる重大な事故（労働安全衛生法違反等）が発生して監督署の立ち入りを受ける研究室があった場合には、厳しい学内処分を科されても致し方ないものとする。

リスクアセスメントの実施に係る自己点検表については、以下 URL（学内限定）を参照のこと。

URL : <http://www.gsmc.titech.ac.jp/manejiment/manejimento.htm>